

從業員會は遠信省之を制定し、表面は共済團體及び
團體なりと稱しおるも、それは社会を惑す詭辯に過ぎ
即ち労働組合を抑壓阻害する手段として組織されたる
は幾多の事實に徴して明である。且つ規定の内容を觀
に從業員の自覺を妨げ、自由を束縛し人格を無視す
從業員の權利を全く蹂躪しつゝある。之れ明に社会に
に送行する、誤れる專制的官僚主義のあらはれ下る
茲に提案者は無理解なる官僚の反省を促し、遠信從業員
の完全なる團結權の爲め全会一致の御讚成あらんことを
望する次第である。

(六) 日本労働総同盟の指導精神普及に關する件

中央合同労働組合
説明者 池合 善次

理由

吾等は益々今後勇敢に我等の指導精神なる現実政策を、
高く掲げ行かばならぬ。而して共産党、中間派
の我等に對する攻撃策動は一層深刻化するであらう。
吾等は其の前に備へるの必要を痛感するからである。

具體方法

- 一、教育出版部に於て平易なるパンフレットを發行すること
- 一、各支部闘士の特別研究会を関東同盟主催で會催すること
と、(期日は教育部一任)
- 一、労働の一面をさいて争議、政党の實際的問題に依つて
平易に説明すること